

香川県条例第41号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前															
<p>(特殊勤務手当の種類等) 第2条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 1 略</p> <p>(災害警備等手当の特例) 2 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受給者の範囲</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受給者の範囲	単位	支 給 額	1 略			<p>(特殊勤務手当の種類等) 第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 災害警備等手当 (8)～(13) 略 2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 第2条第2項に定めるもののほか、警察職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る業務に従事した場合における災害警備等手当が支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受給者の範囲</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務に従事する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">(1) 原子炉建屋内において従事した場合</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 災害対策の拠点となる施設の外において故障した</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の範囲	単位	支 給 額	1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務に従事する者	日額	(1) 原子炉建屋内において従事した場合	4万円	(2) 災害対策の拠点となる施設の外において故障した	2万円
受給者の範囲	単位	支 給 額														
1 略																
受給者の範囲	単位	支 給 額														
1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務に従事する者	日額	(1) 原子炉建屋内において従事した場合	4万円													
		(2) 災害対策の拠点となる施設の外において故障した	2万円													

				設備等を現場で確認する業務に従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。）	
				(3) (2)の施設の外において従事した場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	13,300円
				(4) (2)の施設内において従事した場合	3,300円
2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者（1の項に掲げる者を除く。）	略	2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、 <u>同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において</u> 行う業務に従事する者（1の項に掲げる者を	日額	(1) 屋外において従事した場合	6,600円（従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、3,960円）
				(2) 屋内において従事した場合	1,330円

3 略	

3 本部長指示により、 居住者等が避難のため の立退き若しくは避難 のための計画的な立退 きを行うこととされた 区域又はこれらに準ず る危険な区域において 行う業務に従事する者 (1の項、2の項及び 4の項に掲げる者並び に本部長指示により、 避難指示解除準備区域 に設定された区域にお いて行う業務に従事す る者を除く。)	日額	(1) 屋外にお いて従事した 場合	5,000円(従 事した時間が 4時間に満た ない場合に あつては、 3,000円)
		(2) 屋内にお いて従事した 場合	1,000円
4 本部長指示により、 居住制限区域に設定さ れた区域において行う 業務に従事する者	日額	(1) 屋外にお いて従事した 場合	3,300円(従 事した時間が 4時間に満た ない場合に あつては、 1,980円)
		(2) 屋内にお いて従事した 場合	660円

3 第2条第2項及び前項に定めるもののほか、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合における災害警備等手当が支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。

受給者の範囲	単位	支 給 額	
1 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在す	日額	(1) 原子炉建 屋内において 従事した場合	4万円を超え ない範囲内 において人事委 員会規則で定

る原子力事業所のうち 人事委員会規則で定め るもの（2の項におい て「特定原子力事業所」 という。）の敷地内に おいて行う業務に従事 する者			める額
		(2) その他の 場所において 従事した場合	2万円を超え ない範囲内 において人事委 員会規則で定 める額
2 特定原子力事業所に 係る本部長指示に基づ き設定された区域等を 考慮して人事委員会規 則で定める区域におい て行う業務に従事する 者（1の項に掲げる者 を除く。）	日額	(1) 心身に著 しく負担を与 える業務に従 事した場合	2万円を超え ない範囲内 において人事委 員会規則で定 める額
		(2) その他の 業務に従事し た場合	1万円を超え ない範囲内 において人事委 員会規則で定 める額

別表（第2条関係）

種 類	受給者の範囲	単位	支 給 額		
1～6 略					
7 災害警 備等手当	異常な自然現 象又は大規模 な事故により 重大な災害が 発生した箇所 又はその周辺 において行う 災害警備、遭 難救助、通信 施設の臨時設 置、運用若し くは保守又は 鑑識の業務（	日額	ア 災害 警備等 に引き 続き2 日以上 従事し た場合	災害対策 基本法（ 昭和36年 法律第 223号） 第63条第 1項の規 定により 設定され た警戒区 域又はこ れに準ず る危険な	略

別表（第2条関係）

種 類	受給者の範囲	単位	支 給 額		
1～6 略					
7 災害警 備等手当	異常な自然現 象又は大規模 な事故により 重大な災害が 発生した箇所 又はその周辺 において行う 災害警備、遭 難救助、通信 施設の臨時設 置、運用若し くは保守又は 鑑識の業務（	日額	ア 災害 警備等 に引き 続き2 日以上 従事し た場合	災害対策 基本法第 63条第1 項の規定 により設 定された 警戒区域 又はこれ に準ずる 危険な区 域におい て災害警 備等（著	1,680円

	以下「災害警備等」というに従事する者		区域において災害警備等（著しく危険な人命救助を除く。）に従事した場合
			略
			イ 略
8～13 略			

	以下「災害警備等」というに従事する者		しく危険な人命救助を除く。）に従事した場合	
			著しく危険な人命救助に従事した場合	1,680円
			その他の業務に従事した場合	840円
			イ 著しく危険な人命救助に従事した場合（アに掲げる場合を除く。）	840円
8～13 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。